

令和 8 年度

三木市教育委員会奨学生募集要領

令和 8 年度の三木市教育委員会奨学生を次の要領により募集します。
 申込みに当たっては、この募集要領をよく読んで申請してください。
 提出書類のうち、奨学生推薦書は、在籍学校において記載・証明する
 ものです。期間に余裕をもって在籍学校に相談・依頼してください。

募集期間	令和 8 年 5 月 1 8 日(月)から 6 月 2 2 日(月)まで(必着)
提出先	高校生 …………… 在籍する学校 大学生、専修学校生等 … 教育総務課(市役所 5 階) ※大学生、専修学校生等で、郵送で提出を希望される場合は、 日数がかかりますので余裕をもって投函してください。また、 書類に不備や添付漏れがある場合、 <u>期限までに対応して いただけないときは不受理とします</u> のでご注意ください。
問合せ先	三木市教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課 総務係 住 所：〒673-0492 三木市上の丸町 10 番 30 号 電 話：0794-82-2000 (内線 3507) MAIL：kyoikusomu@city.miki.lg.jp



←市ホームページ
 提出書類ダウンロード
 よくある質問はこちら

1 目的

経済的な事情により、高等学校（特別支援学校高等部・高等専門学校を含む。）、大学（短期大学を含み、大学院を除く。）又は三木市教育委員会が特に認める専修学校、各種学校若しくは大学校（以下「専修学校等」という。）の学資の支弁が困難と認められる家庭の生徒、学生に対し、その学資の一部を援助し、教育の振興を図ることを目的としています。

2 奨学生要件

奨学金を受けることができるかた（以下「申請者」という。）は、次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 令和8年4月1日以前から申請者又は申請者の生計を主として維持するかたが三木市に住民登録をしていること。
- (2) 学校教育法に定める高等学校、大学又は専修学校等に在学中であること。
- (3) 経済的に困窮状況にあると認められる家庭等で、令和7年中の同一世帯の総所得の合計が下表の基準所得以下であること。

世帯人数	3人以下	4人	5人	6人	7人以上は1人増加ごとに加算
基準所得	235万円	293万円	352万円	407万円	1人につき加算額 53万円

※基準所得は、生活保護基準を根拠とし、毎年度見直しています。

【総所得とは】

○ 給与所得のかた ⇒ 給与所得金額（源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」）

○ それ以外のかた ⇒ 収入金額－必要経費

※税制改正に伴い、令和8年度についても、給与所得又は年金所得のあるかたは、それぞれの所得から10万円を控除した額により判定します（これら以外の所得（営業所得等）については、10万円の控除は行いません。）。

（例）給与所得者1人（給与所得250万円）、年金所得者1人（雑所得30万円）、高校生2人（無収入）の4人世帯の場合
 $(250万円 - 10万円) + (30万円 - 10万円) = 260万円$ が判定の基準となる所得です。

- (4) 素行が良好であること。
- (5) 向学心に富み、高校、大学、専修学校等の必要な課程を継続して修める見込みがあること。
- (6) 在学期間（休学期間を除く。）が各学校の正規の修業年限を超えていないこと。
- (7) 同区分の学校を卒業又は修了したことがないこと。

3 募集人数 200人程度（各区分の申請者数により変動）

4 奨学金の金額 奨学金の給付金額は下記のとおりです。

区 分		給付月額（1人当たり）
高等学校	国公立	6,000円
	私 立	12,000円
大学・専修学校等		9,000円

5 提出書類等

- (1) 令和8年度三木市教育委員会奨学生チェックリスト
 - ・ 提出される前に書類漏れ等がないかご確認ください。
- (2) 奨学生願書
 - ・ 申請者1人に対し、1通必要です。
- (3) 奨学生推薦書
 - ・ 在籍学校において記載・証明（代表者が署名又は記名押印されたもの）が必要です。学校により発行するまでの期間が異なりますので、期間に余裕をもって在籍学校に相

談・依頼してください。

(4) 口座振込依頼書

- 申請者以外の名義の口座に振込を希望される場合は、用紙下の「委任状」も記入してください。

(5) 所得証明書 又は生活保護の要保護者である旨を証明する書面

- 所得証明書は、令和8年度（令和7年中の所得）のものが必要です。年度間違いにご注意ください。

- 所得証明書は、令和8年1月1日に住民登録のある役所で発行します。

※例えば、令和8年1月2日以降にA市から三木市に転入した場合、所得証明書はA市に請求してください。なお、三木市の所得証明書の発行時期(予定)は、下表をご確認ください。

- 平成19年4月1日以前に生まれたかた（令和8年4月1日時点で19歳以上）で同居、別居を問わず生計を一にしているかた※は全員（申請者及び無収入のかたを含む。）について証明が必要です。なお、19歳未満でも、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に就業（アルバイトを含む。）しているかたについては証明が必要です。

※生計を一にしているとは、扶養の有無を問わず、同じ家計で生活をしていることです。

（生計を一にしているかたの例）

①同居のかた(生計を一にしていないかたの例にある場合を除く。)

②別居しているが、定期的に生活費、学資金、療養費等の送金があるかた又は単身赴任生活や学生生活等の余暇に、定期的に起居を共にしているかた

（生計を一にしていないかたの例）

①同居しているが、完全分離型二世帯住宅であって、光熱水費のメーターを分けるほか、食費等の生活にかかるお金全てを別々に管理しているかた

②兄弟姉妹などの親族で、自立して異なる住所で生活しているかた

- 所得証明書は、原本を添付してください。ただし、令和8年度に兄弟姉妹のうち複数人がこの奨学金を申請する場合、一番上の年齢のかたに原本を添付し、他の弟妹はコピーを付けていただいでかまいません。

- 所得証明書の発行時期（予定）については、次のとおりです。

発行場所	市県民税の支払方法	発行予定日（予定）
三木市役所税務課 吉川支所市民生活課	給与からの天引きのみのかた	5月15日以降※
	それ以外のかた	6月10日以降※
コンビニ交付	給与からの天引きのみのかた	6月10日以降※
	それ以外のかた	6月10日以降※

※正式な発行日については、上記発行予定日の一週間程前に市ホームページでご確認ください。

税務課管理係

所在：市役所3階

電話：0794-82-2000(代表)



発行日(窓口)



発行日(コンビニ交付)

6 審査及び給付の方法

提出された書類に基づき、継続希望者も含め、教育委員会の審査を経て、7月中旬に採否を通知する予定です。

奨学生として決定したときには、奨学金を分割して教育委員会の通知する時期に口座振込により給付します。例年は、4回に分割して期の末に給付していましたが、昨年度に引き続き、3回に分割して期の前に給付します。

前倒しの給付となるため、奨学生の資格要件に該当しなくなった場合は、奨学金を返還していただきますのでご了承ください。

【給付時期】

I期(4～9月分)	II期(10～12月分)	III期(1～3月分)
7月末頃	9月末頃	12月末頃

7 在学状況等の調査

奨学生として決定したかたに対し、年度途中において在学状況等について調査を行うことがありますので、ご留意ください。

8 奨学金交付の停止

奨学生が次のいずれかに該当したときには、奨学金の給付を停止します。

- (1) 休学したとき。
- (2) 授業日数の3分の1以上を連続又は断続して欠席したとき。
- (3) 素行が不良となったとき。
- (4) 奨学生又は連帯保証人の身分、住所その他の重要な事項に異動があり、その異動内容を教育委員会に届け出ないとき。
- (5) 上記のほか、教育委員会が奨学金を給付することが適当でないと認めたとき。

9 奨学金交付決定の取消し及び返還

奨学生が次のいずれかに該当したときは、教育委員会は奨学金の給付の決定を取り消し、給付済の奨学金の一部又は全部を返還していただきます。

- (1) 奨学生要件に該当しなくなったとき。
- (2) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなったとき。
- (5) 素行が不良のため奨学金の交付を一時停止されたにもかかわらず、本人に反省の意思がないと認められるとき。
- (6) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金を受けたとき。
- (7) 上記のほか、教育委員会が奨学生として適当でないと認めたとき。

10 教育委員会への届出義務

奨学生又はその連帯保証人は、次の場合には教育委員会へ直ちに届け出てください。ただし、高校生については、在籍学校長から教育委員会に報告してください。

- (1) 奨学生が休学、転学又は退学しようとするとき。
- (2) 奨学生又は連帯保証人の身分、住所その他の重要な事項に異動があったとき。
- (3) 非行その他の反社会的行為により検挙若しくは逮捕されたとき又は在学する学校で懲戒されたとき。

11 専修学校及び各種学校の取扱い

次に該当する学校は、奨学生の対象となりません。

- (1) 自動車運転技能を修得する目的の学校
- (2) 習い事を主たる目的としている学校
- (3) 進学を主たる目的としている学校
- (4) 都道府県知事又は都道府県教育委員会の認可を受けていない学校

12 大学校の取扱い

大学校は、大学と相当する教育を行うと認められ、学位（学士）が取得でき、身分が学生である学校（国立看護大学校、水産大学校及び職業能力開発総合大学校）を奨学生の対象とします。

13 留意事項

奨学生の期間は1年間です。前年度の奨学生で継続希望者についても新たに審査を行いますので、この結果により不採用となる場合があります。

14 その他

- (1) 他の奨学金又は授業料減免等との併用は可能です。
- (2) 審査の結果、奨学生に決定した場合は、4月分から給付します。
- (3) この要領に記載のないことについては、三木市教育委員会奨学規則に定めるところによります。